

さんあい動物飼育に関する基本方針案

2018年5月 園長 高瀬一使徒

I. 法人理念及び養育目標との整合性

三愛主義の「土を愛す」とは、自然を大切にすること、生活を大切にすることと置き換えることができる。神は創造の初めに人の友として動物を創造されたと聖書に書かれている。生活の中で友として動物と暮らし大切にすることは、法人の理念と合致するところである。また、動物を慈しみ飼育することは、法人の養育目標である「思いやりのある子」を目指すために良い効果をもたらす。

II. 期待される子どもたちへの影響

- ① 動物たちを飼育し触れ合うことにより、責任感や心の安定が醸成される。
- ② 動物の命の誕生や死を見ることにより命の大切さや慈しむ心が育まれる。
- ③ 偏見なしに人と接してくれる動物の存在が、心を癒し自己肯定感を育む。
- ④ 動物飼育を経験することで、将来自分でペットを飼う際の助けとなる。

III. 飼育方針

- ① 命の尽きる最後までしっかりと面倒をみる。
- ② 飼育する動物の種類や数は、児童と職員の意見及び施設の管理能力に沿って決定する。
- ③ 飼育場所や餌などの飼育環境を出来る限り良好に保ち病気の予防に努める。
- ④ 飼育は、職員の指導のもとできる限り児童に委ねて行う。
- ⑤ 児童は飼育日誌をつけ、飼育の引き継ぎや動物の健康管理を統一する。
- ⑥ 病気や事故などで病院での診察が必要な際は、回復の可能性や治療費などを勘案して施設長が決定する。
(寿命が尽きた際は、さんあい敷地内に埋葬する。)
- ⑦ 餌や必要な飼育用品の購入は、SSW及び事務ブロック担当。
- ⑧ 児童個人が昆虫や小動物(カブト虫、ハムスター、カメ、金魚等)を「ぶどうの木」で飼うことを希望する場合は、希望児童の責任感や能力、生活の様子を鑑みホームリーダーが申請し副主任の許可により、児童の責任で飼育することができる。その際の餌や飼育用具(カゴ、水槽、ゲージ等)は児童のお小遣いの負担とする。飼える生物と児童の年齢の目安は以下のとおり、
 - * 金魚等の小魚、カブト虫、カメ(小)、トカゲなどは原則小学生以上
 - * ハムスターなどの小動物は原則中学生以上(基本的に1人一匹)
- ⑨ その他のルールの設定などは、タスクチームで検討しリーダー会議で決定して行く。

IV. 危機管理事項

- ① 飼育動物から人に感染する病気等には十分に気を付ける。
- ② 咬まれたり、ひっかかれたりしない様に十分に気を付ける。
- ③ 動物を触った後には、手洗いなどの衛生面には十分に気を付ける。
- ④ 事故及び脱走防止のために、小学生4年生以下の児童の「ぶどうの木」への立ち入りは、職員が同伴する。また、4年生以上でも本人の要望や能力などを考慮して職員が同伴する。
- ⑤ 上記と同様の理由によりさんあい以外の児童の「ぶどうの木」への立ち入りは原則禁止とする。
- ⑥ 虐待やネグレクト、多頭飼育など動物愛護法に抵触する様な飼育は、絶対に行わない。
- ⑦ 人間の食べ物は持ち込まない。
- ⑧ 職員や児童が発熱など体調の悪い際は、「ぶどうの木」へは入らない。